

10 生涯学習・社会教育関係の委員と指導者

(1) 社会教育委員

任期 自 令和 4年4月 1日
至 令和 6年3月 31日

氏 名	役 職 名	摘 要
佐藤友子	福島市立中野小学校長	学校教育・家庭教育
畑中由紀恵	福島市子ども会育成会連合会 理事兼事務局員	社会教育(少年教育)
岸波弘美	元福島市青少年指導員	社会教育(青年教育)
南部悦子	福島市生涯学習活動推進員の会 代表世話人	社会教育(成人教育)
渡辺真紀	福島市小中学校 PTA 連合会 副会長	社会教育(成人教育)
齋藤麗子	元清水学習センター館長	社会教育(女性教育)
三瓶章	福島市文化団体連絡協議会 副会長	社会教育(文化・文化財)
菊地千恵子	福島市レディース卓球連盟 会長	社会教育(社会体育)
三瓶千香子	桜の聖母短期大学教授	学識経験者

答申事項

福島市における家庭教育の振興をはかるにはどうしたらよいか 昭48.11.26
 福島市における在学少年に対する社会教育のあり方 について 昭49. 7.18
 福島市における公民館経営のあり方について 昭56. 6.24

建議事項

福島市生涯学習推進基本構想(案)について 平 4. 1.23
 福島市における生涯各時期の社会教育のあり方について 平 6.11.24
 ○生涯学習社会の実現に向けた福島市の社会教育施設のあり方 平14.10.22

(2) 青少年指導員

任期 自 令和 4年4月 1日
至 令和 6年3月 31日

氏 名	担当地区						
長澤伸哉	中央	舘山弘文	蓬萊	桃井綾子	吉井田	齋藤浩一	松川
佐藤桂子	三河台	菅野健一	清水	齋藤美恵子	西	安藤洋美	信夫
佐藤昌輝	渡利	福地雅弘	もちぎり	佐藤友香	信陵	伊達孝浩	吾妻
井上奈穂子	杉妻	小野寺弘毅	北信	古川万里子	飯坂	朝倉ひとみ	飯野

(3) 女性教育指導員

任期 自 令和 3年4月 1日
至 令和 5年3月 31日

氏 名	担当地区						
島貫せつ子	中央	筒井ますみ	蓬萊	紺野ケイ子	吉井田	岡崎ふみ子	松川
丹治信子	三河台	高畑有美恵	清水	近野広子	西	佐藤曜子	信夫
須藤恵美子	渡利	金子真知子	もちぎり	鷹道子	信陵	吉野淳子	吾妻
羽田美樹	杉妻	尾股恵美子	北信	佐々木幸子	飯坂	相原玲子	飯野

(4) 生涯学習指導員

任期 自 令和 4年4月 1日
至 令和 5年3月 31日

氏 名	勤 務 公 所	氏 名	勤 務 公 所
佐久間敏彦	生涯学習課	高野淑子	北信学習センター
本多充	中央学習センター	香野貢	吉井田学習センター
志賀英孝	中央学習センター	門馬正時	西学習センター
高橋一彦	三河台学習センター	宮武文子	信陵学習センター
大谷浩三	渡利学習センター	佐藤奈緒美	飯坂学習センター
本田馨	杉妻学習センター	齋藤千春	飯坂学習センター
齋藤吉成	蓬萊学習センター	柳沼祥子	松川学習センター
高橋政広	蓬萊学習センター分館	太田泰子	信夫学習センター
佐藤了式	清水学習センター	大内淳	吾妻学習センター
金山修治	清水学習センター分館	泉光夫	吾妻学習センター分館
横山浩美	もちぎり学習センター	本田幸夫	飯野学習センター

11 社会教育関係の各種団体

(1) 青少年団体

(ボーイスカウト・ガールスカウト)

番号	団体名	代表者名	会員数		
			男	女	(加盟団体)計
1	B.S.福島地区協議会	和合治幸	92	42	134
2	G.S.福島地区協議会	木田義子	0	18	18

(子ども会育成会)

名称	会長名	参加者少年会育成会	会員数
福島市子ども会育成会連合会	森口和春	106団体	3,722人(育成会員含む)

学習センター区	中央	三河台	渡利	杉妻	蓬菜	清水	もぢり	北信	吉井田	西	信陵	飯坂	松川	信夫	吾妻	飯野
子ども会数	10	6	10	7	-	7	18	13	4	3	1	14	-	6	7	-

(2) 女性団体

(福島市婦人団体連絡協議会)

No.	団体名	会長	会員
1	福島市婦人団体連絡協議会	江川純子	7団体
2	信夫婦人会	高橋洋美	70人
3	野田町婦人会	江川純子	70人
4	御山婦人会	浅野良子	43人
5	平野婦人会	小川夕三子	22人
6	飯坂婦人会	村島勤子	159人
7	湯野婦人会	飯沼育子	70人
7	飯野町婦人会	木村三子	50人

(社会教育関係女性団体)

No.	団体名	会長	会員
1	飯坂方部女性団体連絡協議会	安達あけみ	15団体
2	清水地区女性団体連絡協議会	甚野幸子	16団体
3	西方部女性団体連絡協議会	唯木朋枝	10団体
4	中央地区町会婦人部連絡協議会	橋本ひろ	8団体
5	東部地区女性団体連絡協議会	紺頼純子	7団体
6	いいの女性団体交流協議会	佐久間信子	6団体

(3) 成人団体

(福島市小中学校PTA連合会)

会長	事務局	事務局住所	事務局電話
斎藤友則	福島市立清水小学校	福島市南沢又字柳清水 20	557-0135

(福島市公立幼稚園PTA連合会) 令和4年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため休会

会長	事務局	事務局住所	事務局電話
休会	-	-	-

(福島ユネスコ協会)

会長	事務局	事務局住所	事務局電話
黒澤宣昭	福島市中央学習センター内	福島市松木町 1 - 7	534 - 6631

12 社会教育関係優良施設・団体表彰

(1) 公民館

区 分	文部科学大臣表彰	県教育委員会表彰
昭和26年11月	飯坂町公民館	
昭和38年11月	福島市公民館(現中央公民館)	
昭和43年11月		西公民館
昭和48年11月		信夫公民館
昭和55年11月		清水公民館
昭和57年11月	信夫公民館	
昭和61年11月		東公民館
昭和63年11月		もちずり公民館
平成元年11月	清水公民館	
平成2年11月		吾妻公民館
平成3年11月		飯野公民館
平成4年11月		北公民館
平成7年11月		蓬萊公民館
平成11年11月		三河台公民館
平成15年10月	もちずり公民館	
平成18年10月	西学習センター	
平成20年10月	飯野学習センター	
平成21年11月	北信学習センター	
平成23年11月	信陵学習センター	
平成26年11月		杉妻学習センター
平成27年3月	吾妻学習センター	
平成27年11月		松川学習センター
平成28年11月		吉井田学習センター
平成29年2月	蓬萊学習センター	
平成29年11月		渡利学習センター
平成30年3月	三河台学習センター	
平成30年11月	杉妻学習センター	
令和元年11月		飯坂学習センター
令和2年2月	松川学習センター	
令和2年12月		中央学習センター
令和3年2月	吉井田学習センター	
令和3年11月		三河台学習センター

(2) 団 体

区 分	文部科学大臣表彰	県教育委員会表彰
昭和31年11月	福島第一小PTA	飯坂小PTA
昭和34年11月		
昭和35年11月	湯野小PTA	
昭和38年9月	市青少年学級	福島第三小PTA
昭和39年11月		
昭和40年11月	飯坂小PTA	清明小PTA
昭和48年11月		北信中PTA
昭和49年11月		佐倉婦人会
昭和50年11月		
昭和52年11月	清明小PTA	
昭和56年11月	福島第三小PTA	平野婦人会
昭和57年11月		瀬上青年会、福島第四小PTA
昭和58年11月		飯坂婦人会
昭和59年11月		福島第二小PTA
昭和60年11月		清水小PTA
昭和62年11月	福島第四小PTA	
平成元年11月	福島第二小PTA	
平成3年11月		大森小PTA
平成5年11月		笹谷小PTA
平成10年11月	清水小PTA	
平成12年11月	大森小PTA	平野小PTA
平成14年11月	笹谷小PTA	
平成15年8月	平野小PTA	福島第二幼PTA
平成18年8月	岡山幼PTA	
平成25年11月		蓬萊中PTA
令和3年11月		飯野中PTA

14 福島市生涯学習推進本部設置要綱

(目的)

第1条 人間尊重のまちづくりの根幹である生涯学習を総合的かつ効果的に推進するため、福島市生涯学習推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習の理念の具現化に関すること。
- (2) 生涯学習振興計画の策定に関すること。
- (3) 生涯学習事業の推進に関すること。
- (4) 行政機関、関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 生涯学習施設の条件整備に関すること。
- (6) 福島市生涯学習を進める市民会議への諮問に関すること。
- (7) その他生涯学習推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会の幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充て、幹事長及び副幹事長を置く。
- 3 幹事長は、教育部次長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、生涯学習課長をもって充てる。

(幹事会の所掌事務)

第7条 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習にかかわる調査、研究及び企画に関すること。
- (2) 本部決定事項の推進に関すること。
- (3) 各部課間の連絡調整に関すること。

(担当者会)

第8条 幹事会に担当者会を置く。

- 2 担当者会は、関係各課の職員をもって組織する。

(担当者会の所掌事項)

第9条 担当者会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習事業の原案策定に関すること。
- (2) 生涯学習関連事業の情報収集に関すること。
- (3) 各部課間の連絡調整に関すること。

(生涯学習推進本部アドバイザー)

第10条 生涯学習の総合的な施策の調査・研究・情報収集を行うため、生涯学習推進本部アドバイザーを置くことができる。

(庶務)

第11条 本部の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年5月21日から施行する。

(福島市生涯学習推進庁内連絡会設置要綱の廃止)

2 福島市生涯学習推進庁内連絡会設置要綱(平成3年5月14日)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

市長
副市長
教育長
水道事業管理者
政策調整部長
総務部長
財務部長
商工観光部長
農政部長
市民・文化スポーツ部長
環境部長
健康福祉部長
こども未来部長
建設部長
都市政策部長
教育部長
水道局長
消防長

別表 2

政策調整部	政策調整課長
総務部	総務課長
財務部	管財課長
商工観光部	産業雇用政策課長
農政部	農業企画課長
市民・文化 スポーツ部	生活課長
環境部	環境課長
健康福祉部	地域福祉課長
こども未来部	こども政策課長
建設部	路政課長
都市政策部	都市計画課長
選挙管理委員会	事務局長
農業委員会	事務局長
教育委員会	教育部次長
	教育総務課長
	学校教育課長
	教育施設管理課長
	教育研修課長
	生涯学習課長
	中央学習センター館長
図書館長	
水道局	水道総務課長
消防本部	消防総務課長

13 福島市生涯学習活動推進員設置要綱

(目的)

第1条 本市における生涯学習理念の具現化と市民の生涯学習活動の推進を図るため、福島市生涯学習活動推進員(以下「推進員」という。)を設置する。

(役割)

第2条 推進員は原則としてボランティアとし、前条の目的を達するため、以下のことを行う。

(1) 生涯学習理念の推進に関する事業の企画と実施及び支援

(2) 社会教育事業の企画と実施及び支援

(3) その他目的達成に必要な事項

(登録)

第3条 福島市生涯学習推進本部長は、以下の各号に該当し希望する者を推進員として登録する。

(1) 社会通信教育「生涯学習指導者養成講座」の修了者

(2) 国または県主催の上記と同様な養成講座の修了者

(3) 市が主催する生涯学習ボランティア養成研修会の修了者

(4) 学習センター館長の推薦があった者

(5) その他福島市生涯学習推進本部長が特に認めた者

(登録の取り消し)

第4条 以下の各号のいずれかに該当した場合は、推進員の登録を取り消すものとする。

(1) 本人より登録辞退の申し出があったとき

(2) その他福島市生涯学習推進本部長が推進員として不適当と認めたとき

(組織)

第5条 推進員は、関係機関及び相互の連絡調整と資質の向上を図るために、推進員が連携して活動する、福島市生涯学習活動推進員の会を組織するとともに加入しなければならない。

(保険加入等)

第6条 推進員は活動に伴う事故などに備え、ボランティア保険に加入しなければならない。

(個人情報の保護及び守秘義務)

第7条 推進員は、活動中に知り得た個人情報については、法令その他規範を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。推進員を辞めてからも同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は本部長が定める。

附 則

平成12年4月1日施行の福島市生涯学習アドバイザー設置要綱は廃止する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

15 福島市生涯学習を進める市民会議設置要綱

(目的)

第1条 市民の意見を行政に反映させ福島市の生涯学習の普及・推進を図るため福島市生涯学習を進める市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 福島市生涯学習推進本部の諮問に応じ答申すること。
- (2) 生涯学習推進のあり方について審議すること。
- (3) 市民の学習要求の把握と具現化の方策について審議すること。
- (4) 生涯学習関連事業の総合調整に関すること。
- (5) 生涯学習の奨励普及に関すること。

(構成)

第3条 会議は、委員12人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから本部長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 生涯学習関係団体代表者
- (4) 企業関係者
- (5) その他生涯学習推進本部長が必要と認める者

(役員及びその職務)

第4条 会議に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 市民会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(専門部会)

第7条 市民会議に必要に応じ専門部会を置く。

2 専門部会の委員は、市民会議委員の中から選出する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

(所掌事項)

第8条 専門部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習事業の効果的な推進方策に関すること。
- (2) 新しい学習プログラム及び事業の開発に関すること。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、生涯学習推進本部事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この会議の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。